

報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

平成24年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 2 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 24 年 3 月 31 日

三田市長 竹 内 英 昭

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 26 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 39 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項の前の見出し及び同項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

付則第 3 項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては」を削る。

付則第 4 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

付則第 5 項を削る。

付則第 6 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を付則第 5 項とする。

付則第 7 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を付則第 6 項とする。

付則第 8 項の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を付則第 7 項とする。

付則第 9 項を付則第 8 項とする。

付則第 10 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 11 項を削る。

付則第 12 項中「第 10 項」を「前項」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を付則第 10 項とする。

付則中第 13 項を削り、第 14 項を第 11 項とする。

付則第 15 項中「、第 5 項及び第 6 項」を「及び第 5 項」に、「附則第 25 条第 7 項」を「附則第 25 条第 6 項」に、「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に改め、「、付則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に」を

削り、「、第6項及び第7項」を「、第5項及び第6項」に、「から第8項まで及び第13項」を「から第7項まで」に、「付則第8項」を「付則第7項」に、「付則第9項から第13項まで」を「付則第8項から第10項まで」に、「付則第10項」を「付則第9項」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第16項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第17項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度分から平成23年度分まで」を「平成24年度分から平成26年度分まで」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例（付則第4項において「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の三田市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）付則第3項（住宅用地に係る部分に限る。）、第5項、第11項及び第13項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（次項において「平成24年改正法」という。）附則第10条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例付則第3項	前項	付則第2項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分

	10分の8	10分の9
旧条例付則第5項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第2項	付則第2項
旧条例付則第11項	前項	付則第9項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例付則第13項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第10項	付則第9項

- 4 平成24年改正法附則第10条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第12項	及び第5項	及び第5項並びに三田市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成24年三田市条例第26号。以下「平成24年改正条例」という。）付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の三田市都市計画税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）付則第5項
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例付則第3項及び第5項の「住宅用地」とは

		法附則第 17 条第 3 号に
	から第 7 項まで	から第 7 項まで並びに平成 24 年改正条例付則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例付則第 5 項及び第 13 項
	から第 10 項まで	から第 10 項まで並びに平成 24 年改正条例付則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例付則第 11 項及び第 13 項